





告

示

來ル十一月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十七年度徵集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左記ニヨリ速カニ手續キラ取レ度シ前記期間經過後ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ届書ヲ受理セズ「バラグアイ」國及「ワルグアイ」國在留關係者ハ在「アスンシオン」及在「モンテビデオ」各帝國公使館出張所宛夫々手續セラレ度シ(出張所宛名ハ本告示末尾ノ通り)

昭和十六年十月二十五日

在「ブエノス・アイレス」

## 大日本帝國領事館

一、在帝國外徵集延期願  
昭和十七年度徵兵適齡者即ち大正十年十二月二日より同一年十二月二日迄に出生したる者にして徵集延期願はんとする者は本告示附屬書式甲號により願書正副二通を當館に提出すべし

二、在留申告書

既て徵集延期の許可を受け居り書き在留せんとする者

者

の内明治三十七年十二月二日以後に出生したる者

は本告示附屬書式乙號により在留申告書正副三通を當館に提出すべし

三、徵兵適齡届

徵兵適齡者にて前記の

事

は本告示附屬書式丙號により在留申告書正副二通を當館に提出すべし

四、用紙

自から右の適齡届を差し出すべし

五、申告書

本告示附屬書式丙號により在留申告書正副二通を當館にて便宜取扱ふべきものなるに付至急届出あるべし

六、申告書

も昭和十七年度迄では當館にて便宜取扱ふべきものなるに付至急届出あるべし

七、郵便宛名

は左の通り(郵便番号を存しよくべし)

八、申告書

奥書證印をなすに必要なる

九、申告書

郵便

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

ホーフマン式ブランチヤ機  
並カルデラの修繕取付一  
切廉價にひきうけます

ホーフマン會社指定機械士  
トリビオ・ゴーメス

チャカブコ街八九六  
電話三四一一九九二

ロードリゲス

チヤカブコ街八九六  
電話三四一一九九二

全(私宅) 一二三四五六

片山良平

電話三三三四八八七  
一九九二

